

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会規則第2号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間) 第4条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号） <u>第9条の2</u> の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。 2 [略]	(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間) 第4条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号） <u>第9条の2の2</u> の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。